

第48号議案

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月20日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するもの

をいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、
所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。